

山口市ふれあい型給食サービス事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱による山口市ふれあい型給食サービス事業(以下「本事業」という。)は、高齢者等の地域における健康で自立した生活を継続させるため、栄養改善の必要な高齢者等に対する配食サービスを活用したネットワーク形成を図るとともに、高齢者等の安否確認、地域交流のきっかけづくりを促進し、より潤いのある生活を進めることを目的とする。

(事業主体)

第2条 本事業の事業主体は山口市とし、その業務を社会福祉法人山口市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)に委託して行うものとする。

2 本事業の運営主体は、地区社会福祉協議会とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有し、地域との交流が必要と思われる次に掲げる者とする。

- (1) おおむね65歳以上の高齢者単身世帯
- (2) おおむね75歳以上の高齢者のみの世帯
- (3) 身体障害者単身世帯等

(事業実施)

第4条 市社協及び運営主体は、本事業の実施にあたり事業運営要領等を別に定めるものとする。

(利用の申請)

第5条 本事業を利用しようとする者(以下「利用申請者」という。)は、別に定める申請書により、運営主体に対し申し出なければならない。

(本事業の利用、決定)

第6条 運営主体は、前条の規定により申請があったときは、当該利用申請者について、その利用の必要性について検討し、利用の可否について決定しなければならない。

2 運営主体は、前項の規定により利用の可否を決定したときは、別に定める通知書により当該利用申請者に通知するとともに、市社協へ報告するものとする。

(事業内容)

第7条 本事業の事業内容は、高齢者等の栄養状態や心身の状況、そのおかれている環境、高齢者等及びその家族の希望等の情報を収集、分析し、地域の実情に応じた配食サービスを行うものとする。

2 前項により配食サービスを利用することが適切であると認められた対象者に対し、バランスのとれた夕食又は昼食を調理し、会食又は訪問により配食するとともに、対象者の安否を確認し、異常等があった場合は、関係機関への連絡等を行うものとする。

(実施要件)

第8条 本事業は、毎月1回以上実施するものとする。

2 対象者は、山口市生活支援型給食サービス事業との同日併用は受けることはできない。

(委託料)

第9条 本事業の委託料の基準額及び委託料の請求の方法については、別に締結する委託契約書により約定するところによる。

(届出)

第10条 第6条第2項の規定により本事業利用の決定の通知を受けた利用申請者は当該決定を受けた利用対象者（以下「利用者」という。）が本事業の利用期間中において、次のいずれかに該当した場合には、すみやかに運営主体に届け出なければならない。

(1) 利用者が入院等により在宅の状態でなくなったとき

(2) 利用者が転居又は転出したとき

(サービスの廃止及び停止)

第11条 運営主体は、前条の規定による届け出があったときは、廃止を決定し、別に定める様式により通知するものとする。

2 運営主体は、前項の規定により利用の廃止を決定したときは、別に定める通知書により当該利用者に通知するとともに、市社協へ報告するものとする。

(利用者負担)

第12条 利用者は、食材料費として、1食につき金300円を負担するものとする。

ただし、市長は、市社協から別に定める申出書により利用者負担変更申出があり、必要と認める場合は変更できるものとし、別に定める決定通知書により市社協に通知するものとする。

2 運営主体は、前項に規定する実費相当額を利用者から徴収するものとする。

(帳簿等の整備等)

第13条 市社協及び運営主体は、本事業に係る利用実績について証する帳簿類のほか本事業の運営及び経理に関し、必要な帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 前項の帳簿等の保存期間は、5年とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(山口市「食」自立支援事業実施要綱の廃止)

2 山口市「食」自立支援事業実施要綱（平成17年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に、編入前の阿東町「食」の自立支援事業（配食サービス事業）実施要綱（阿東町制定）の規定によりなされた決定その他の行為については、この要綱の相当規定により既になされたものとみなす。
- 3 編入前の阿東町の区域に住所を有する者に対する手続きその他行為については、編入前の阿東町老人給食サービス事業実施要綱（阿東町制定）の例による。